

### 足柄に新しい駅舎が完成

足柄支所も併設されています。  
新国立競技場と同じ隈研吾建築都市設計  
事務所がデザインした建物です!!



6月定例会  
4月臨時会

### 令和2年度補正予算を可決……………2

- ・各常任委員長報告……………4
- ・4月臨時会補正予算(第2号)ほか承認・可決 ……5
- ・9人が一般質問 町政のここを問う……………6
- ・駅前交流センターの設置条例を否決……………15
- ・成美地区から「わたしの金太郎」……………16

# 6月定例会

令和2年第4回6月定例会が6月4日から6月19日までの16日間の会期で開催されました。今定例会では、専決処分承認1件、令和元年度各予算繰越計算書等の報告8件、同意1件、条例の制定・一部改正・廃止10件、工事請負契約等6件、指定管理者の指定1件、一般会計補正予算(第4号)が提出されました。

また、最終日には、当局から専決処分の報告1件が追加提出され、審議の結果、1議案を除く28議案を原案のとおり可決しました。

## 令和2年度一般会計補正予算を可決

### 一般会計補正予算(第4号)

一般会計補正予算は、歳入・歳出それぞれ2億8831万1000円を追加したことにより、予算総額は130億9424万1000円となりました。

### 歳入の主なもの

9026万円増額

土木費国庫補助金  
無電柱化整備事業で、防災安全交付金を見込むもの。

### 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

5728万円増額

新型コロナウイルスに  
対応するために創設されたもの。

### 総合計画推進基金繰入金

3345万円増額

駿河小山駅周辺の活性化に係る町道整備計画等の財源として。

### 歳出の主なもの

#### 官民連携推進事業費

495万円増額

駿河小山駅前周辺活性化

#### 予防費

2659万円増額

化ビジョンの策定に伴う支援業務。

医療機関等における感染症防止対策に対する補助。

#### 道路橋梁総務費

950万円増額

国道246号の県境付近における交差点改良計画の検討。

#### 町道整備事業費

1900万円増額

町道白岩線ほか1路線の設計等。

#### 無電柱化整備事業費

1億8700万円増額

交付金の内示により、須走地区における無電柱化の測量設計及び電線共同溝工に着手。



無電柱化で変わる富士山の景観

#### 小学校管理運営費

1174万円増額

感染症対策として、タブレット端末の設定変更手数料、モバイルルーター導入費用、各教室の床清掃を教員が行うための清掃機等の備品購入。

#### 中学校管理運営費

763万円増額

感染症対策として、モバイルルーター導入費用、各教室の床清掃を教員が行うための清掃機等の備品購入。

### 農業委員会委員の任命について

小山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進員の定数を定める条例で、農業委員は11名と定められています。

現農業委員は、令和2年7月19日をもって任期満了となるため、小山町

農業委員会の委員候補者等選考委員会により、選考された11名の同意が提出され、全員賛成で同意しました。

任期は令和2年7月20日から令和5年7月19日までです。

### 町道大胡田用沢線・都市計画道路大胡田用沢線道路改良工事の工事請負契約(変更)の締結について

町道大胡田用沢線(市街化調整区域)については、延長591.4mの間、都市計画道路大胡田用沢線(市街化区域)については延長430.95mの区間の道路改良工事。

町道大胡田用沢線の工期は6月30日まで、都市計画道路大胡田用沢線の工期は7月30日までなので、8月以降は新しい都市計画道路の通行が途中まで可能です。

※その他、工事請負契約に係る議案がそれぞれ提出され、いずれも全員賛成で可決しました。

また、都市計画道路大胡田用沢線道路改良工事の工事請負契約(変更)の締結について、財産の取得2件についても全員賛成で可決しました。



新しい都市計画道路が完成(用沢)

# 条例の制定・一部改正・廃止と 指定管理者の指定について

6月定例会では、条例の制定2件、一部改正7件、廃止1件、指定管理者の指定1件が上程されました。審議の結果、「**小山町駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について**」を除く10件は、いずれも原案のとおり全員賛成で可決しました。

## グランファミリア落合の指定管理者の指定について

令和2年8月1日から令和32年7月31日まで、指定管理者として、事業契約の締結をしている、富士山麓きんたろう住宅(株)を指定しました。



8月7日から入居スタート

## 小山町立観光案内所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

今回上程している「小山町駅前交流センターの設置及び管理に関する条例」の制定に伴い廃止するもの。

廃止後の町の観光情報発信等は、小山町観光協会が運営する道の駅ふじおやま内の「観光情報発信室」、道の駅すばしりの「情報交流コーナー」、夏山シーズンにおける「富士山五合目観光案内所」等の複数施設でその機能を果たしており、今後も駿河小山・足柄両駅の交流センターと密接に連携していく。

## 小山町税条例の一部を改正する条例について

新型コロナウイルス感

染症対策の一環として、地方税法等の一部が改正されたことに伴い改正するもの。

固定資産税のうち、中小事業者等の事業の用に供する家屋及び償却資産の課税標準の特例については、令和2年2月から10月までのうち、連続する3か月間の収入の合計額が、前年同期の収入額と比較して、7割以下となった場合は、課税標準額を1/2として、更に収入額が5割以下となった場合は、ゼロとするもので、令和3年1月31日までに申告した場合に、令和3年度の固定資産税についてののみ適用される改正など。

## 小山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について

車両リースを含む長期継続契約の契約期間の上限を5年から7年に変更するもので、法定耐用年数や現在の商慣行上及び経済性に合わせた契約期間を踏まえ、契約期間の限度が7年に改正されました。

※そのほか「小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について」の他5つの条例の一部改正についても、全員賛成で可決しました。

## 小山町駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

総務建設委員会で、賛成多数で審査された案件でしたが、議会最終日の採択において、2名の反対討論の後、採決の結果賛成5、反対7の賛成少数で否決されました。



駿河小山駅前を委員会で見学

# 令和元年度 各会計の繰越計算書の報告

## 一般会計予算

### ●継続費繰越計算書

令和元年度の一般会計予算では、3件の継続事業について通次繰越の報告がされました。

▼足柄SA周辺地区開発道路整備事業  
6億5143万円

▼町道39775号線外1道路整備事業(用沢工区)  
802万円

▼森村橋修景・復元事業  
1590万円

### ●繰越明許費繰越計算書

令和元年度で繰越明許費の設定を承認した26件の繰越額が確定し、報告がされました。主なものは次のとおり。

▼駿河小山駅再開発まちづくり検討支援  
1791万円

▼創業支援投資事業有限責任組合出資金  
1億円

▼誓いの丘公園整備事業  
3402万円

### ●事故繰越繰越計算書

契約済みで、突発的な理由により繰越さなければならなくなった、3件の事業について事故繰越の報告がされました。主なものは次のとおり。

▼町道上野大御神線道路改良舗装工事  
1億2442万円

上野工業団地造成事業  
特別会計予算

●繰越明許費繰越計算書  
事業用地取得  
他に1件の事故繰越  
980万円

小山PA周辺開発事業  
特別会計予算

●繰越明許費繰越計算書  
事業用地取得  
他に3件の事故繰越  
3億4750万円

※その他に水道事業会計の繰越について報告がありました

# 常任委員会 報告

## 総務建設委員会

委員長 池谷 弘

総務建設委員会に付託された8議案については、6月11日に審査を行い、すべて原案のとおり可決すべきものとしました。主な内容は次のとおり。

### グランファミリア 落合の指定管理者の 指定について

**Q** 入居募集にあたっての広報の方法と、入居希望者の現在の居住地は。

**A** 管理運営会社がホームページやスリーモなどで広報しています。希望者は19件で、町内10件、御殿場市7件、県外2件です。

### 役場支所設置条例の 一部を改正する条例に ついて

**Q** 足柄支所の移設はいつ頃か。

**A** 7月13日の予定です。

**Q** 足柄支所の跡地はどうなるのか。

**A** コミセン部分は残し、地元の意見を聞きながら

リニューアルしていきます。支所部分はその際に考えていきます。

### 一般会計補正予算 (第4号)

**Q** 新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金5728万2000円

**A** 人口、財政力指数、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担額などに基づいて算定されています。

**Q** 無電柱化整備事業費1億8700万円は、須走地区の本通りだと思

**A** 須走インターチェンジ交差点から、富士学校前を通り、屏風沢官舎の



足柄支所が入る交流センターを視察

前までの6000mです。工期は、設計業務が年明けまでで、工事着手は年度末になる予定です。

**Q** 町道整備事業の測量設計1900万円はどの設計か。

**A** 小山白岩線他1路線です。※その他4議案についてもすべて全員賛成で可決すべきものと決しました。

※「小山町駅前交流センター」の設置及び管理に関する条例の制定について、委員会で質疑応答は15ページに掲載しています。

※「小山町駅前交流センター」の設置及び管理に関する条例の制定について、委員会で質疑応答は15ページに掲載しています。

6月定例会で、各常任委員会に付託された議案に対する質疑応答を報告します。

## 文教厚生委員会

委員長 佐藤 省三

文教厚生委員会に付託された4議案については、6月12日に審査を行い、すべて原案のとおり可決すべきものとしました。主な内容は次のとおり。

### 介護保険条例の一部を 改正する条例について

**Q** この改正について、町民に対して広報や通知を行う予定は。

**A** 保険料が変更となる際、徴収金額のお知らせを個別に通知するとともに、7月1日号の広報おやまに掲載します。

### 消防団員等公務災害 補償条例の一部を 改正する条例について

**Q** 御殿場市ではこの条例に該当される方が1名いると聞いていますが、小山町は。

**A** 小山町には該当者いません。御殿場市の状況は把握していません。

### 一般会計補正予算 (第4号)

**Q** 保育対策総合支援事業費補助金246万2000円の使い道は。

**A** 町立こども園4園で使用する消毒液等や空気清浄機22台を購入します。4月に開園したみらいこども園に補助金50万円を交付します。なお、菜の花こども園は元年度に交付済みです。

**Q** モバイルルーターの通信運搬費は、今年度は地方創生臨時交付金で賄えるが、来年度は。

**A** 来年度以降の通信運搬費は、単費になります。

**Q** ひとり親家庭等臨時特別給付金給付事業の内容は。

**A** 新型コロナウイルスの影響により、ひとり親世帯に、子育て負担の増加や収入の減少に対し支援するもので、1世帯につき2万円、子供1人につき1万円を給付します。

**Q** 医療機関内感染防止対策整備費補助金1630万円と、介護・福祉施設感染拡大防止経費交付金790万円の詳細は。

**A** 補助金は富士小山病院の新型コロナウイルス感染症対策に係る費用の補助です。交付金は、町内介護福祉関係の事業所を運営する法人に対し、支援するもので、規模、業務内容に応じて、100万円、30万円、10万円の3種類で交付します。



牧野病院長から説明を受ける（富士小山病院）

※その他1議案についてもすべて全員賛成で可決すべきものと決しました。

# 4月臨時議会

令和2年第3回4月臨時議会が4月30日に開催されました。

専決処分の承認6件、工事請負契約1件、条例の一部改正1件、一般会計等補正予算3件の合計11議案が提出され、審議の結果、すべて原案のとおり可決しました。

## 一般会計補正予算(第1号)の専決の承認と一般会計補正予算(第2号)を可決

### 専決処分の承認 一般会計補正予算 (第1号)

4月7日に専決処分を行い、歳入・歳出それぞれ1000万円を追加し、総額は109億5000万円となりました。

### 歳入の主なもの 繰越金

1000万円増額  
令和元年度の繰越が見込めるため、今回の財源として増額。

### 歳出の主なもの

中小企業振興費  
1000万円増額

### 新型コロナウイルス感染症対策事業費 1097万円増額

町の備蓄資材を増強することを目的に、サージカルマスク、皮膚赤外線体温計、防護服セットなどを購入するもの。

### 商工業振興費 5000万円増額

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、経済的にひっ迫している町内業者の経営支援のために、上限10万円の給付金と、休業要請に協力した町内事業者に対する協力金上限30万円を交付するもの。

## 質疑応答

Q 休業要請した事業所の数と給付金を前年同月比35%減とした理由は。

A 100件ほどになります。当初は50%減少で制度設計していましたが、商工会からの要望もあり35%にしました。

Q この予算に関して、19日の朝刊で報道された。我々は、何の説明も受け

てませんが、町民から聞かれます。プロセスとしていかなものか伺います。

A 今回のコロナは緊急危機事案と捉えていま

す。今後も緊急の場合には、議員の皆様説明する前に町民に発表し、町民の皆様安心いただくのが第一だと考えています。

※その他専決処分の承認5件と、工事請負契約の締結1件、条例の一部改正1件、国民健康保険特別会計の補正予算1件は、全員賛成で可決しました。

### 木質バイオマス発電 事業特別会計補正予算 (第1号)

令和元年度の同会計において、収支不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2第1項の規定により、令和2年度の歳入を繰り上げて充用し、歳入不足を補てんする増額補正。歳入・歳出それぞれに1042万

2000円追加し、総額は5187万2000円になりました。

## 質疑応答

Q 繰り上げ充用は、法では認められていますが、去年、今年と続くのは異常です。先般の説明では今後これが17年続くとありましたが、この事態を回避する手立てと、事業の撤退はありますか。

A この状況の回避のために、月ごとの決算の検証と事業計画も立てていきます。更に、専門家の方も加わり、検証しながら改善に向けて進めます。撤退については、約2億2000万円投じて造った施設で、循環型社会を構築する上でも必要な施設と認識していますので、今後を見据えて検証、検討していきます。

下記の討論の後、採決の結果、賛成多数で可決しました。

## 反対

室伏 勉 議員

## 討論

この事業は大変重要な事業であるにも関わらず、令和元年度の本特別会計は250万円の赤字の見込みで、前年度分792万2000円を合算した累計1042万2000円の赤字を2年連続で令和2年度の子算から繰上充用として今臨時議会に上程されました。

この補正予算を組むに当たり、赤字相当額は事業収入に加算されますが、この収入増に伴う事業計画が何ら示されていません。これは、令和元年度の収入見込み2694万4000円の倍です。投資した2億円強の回収を目指し、まずは令和2年度の月度ごとの項目別事業計画を町民、議会に報告すべきです。町は町民から預かった大切な税金を1円も無駄にすることなく、きっちりとした計画を作成、そして実行することを求めます。

# 一般質問に9人が登壇 〈町政のここを問う〉



一般質問  
(一括)



鈴木 豊  
(新生会)

都市計画道路大胡田用沢線に続く都市計画事業は

## Q 今後の小山町の都市計画についての考えは A 今後の都市計画による町づくりについて

都市計画について、今後の小山町の都市計画、すなわち町づくりは、どう進めて行くのか。

A 町長

また、小山町は今後どのような方向に行くのか心配される観点から町長に伺う。

A 町長

線引きの見直しの進捗状況は。また、総合計画との整合性に反映されていくのか。

A 町長

平成30年度から現地調査を行い、関係機関と事前協議を行いながら進めています。

A 町長

小山町第5次総合計画の中で、線引き等の都市計画については乖離が生じることのないよう検証していきます。

A 町長

JR駿河小山駅周辺の再整備において、駅舎を含めた再開発について

Q 都市計画マスタープランや国土利用計画など、どのように改正し、また、総合計画とのマッチング

市街化区域内の宅地造成事業については、具体的な計画はありませんが、市街化調整区域の大胡田地区で概ね9区画の整備を実施していきます。

Q 都市計画マスタープランや国土利用計画など、どのように改正し、また、総合計画とのマッチング

市街化区域内の宅地造成事業については、具体的な計画はありませんが、市街化調整区域の大胡田地区で概ね9区画の整備を実施していきます。

はしていくのか。

A 町長

都市計画マスタープランの改定時期は令和17年度を予定しており、第2次国土利用計画の改定時期は令和7年3月を予定しています。

Q 都市計画決定にもっていき事業は、何を優先的に考えているのか。また、今後都市計画税をどのように導入していくのか。

A 町長

「富士山麓フロンティアパーク小山」の地区計画の都市計画決定を実施していきます。

都市計画税の導入につ

いては、都市計画事業の認可等の状況を踏まえながら必要な時期に財源を確保できるよう検討していきます。

Q 菅沼地区の区画整理事業を継続していく考えと、リバーガーデンタウンおやまの方向性、特に足柄の上ノ原地区は、平成30年度末に地権者説明会しているのですが、町長の考えを伺いたい。

A 都市整備課長

菅沼地区の区画整理事業については、実施せずに町道整備事業等により民間事業者への宅地開発の誘発を図っていきます。

リバーガーデンタウンおやまについても、同様に民間事業者への誘発を図っていきます。

「富士山麓フロンティアパーク小山」の地区計画の都市計画決定を実施していきます。

都市計画税の導入につ

いては、都市計画事業の認可等の状況を踏まえながら必要な時期に財源を確保できるよう検討していきます。

Q 菅沼地区の区画整理事業を継続していく考えと、リバーガーデンタウンおやまの方向性、特に足柄の上ノ原地区は、平成30年度末に地権者説明会しているのですが、町長の考えを伺いたい。

A 都市整備課長

菅沼地区の区画整理事業については、実施せずに町道整備事業等により民間事業者への宅地開発の誘発を図っていきます。

リバーガーデンタウンおやまについても、同様に民間事業者への誘発を図っていきます。

## 一般質問 (一括)



遠藤 豪  
(新生会)



ワサビを新しく返礼品として開拓予定

## Q ふるさと納税について A 総務省の基準に適合するよう準備を進めます

ふるさと納税については、残念ながら1年間のブランクを余儀なくされました。

特に今年度は新型コロナウイルスの世界的蔓延から、我が国でも外出の自粛や各種店舗の休業など経済的にも大きなダメージを受けています。

これらの事から来年度の税収はより一層厳しいものになると想定されます。

そこで一つの収入のやりどころと考えられる、「ふるさと納税」について質問致します。

**Q** 今年度のふるさと納税について、申し込み時期、その審査、受付は何月からか。又総務省との関係についてはどうか。

**A** 町長  
一般的に申出期間は、毎年7月1日から7月31

日までです。その後審査が行われ、受付、指定対象期間は10月1日から翌年9月30日までです。

しかし、小山町は過去の経緯から指定については、総務省の判断になります。

総務省との関係については、町長就任後に総務省へ出向き、謝罪とお願いをし、本年も総務省関係部署と調整や静岡県を通じての調整等を行っています。

**Q** 過去に問題となった返礼品について、地元生産品あるいは関連商品で、還元率は3割以下でこれまでと変わりはないか。

**A** 町長  
新たな制度では、総務大臣が定める基準に適合していることが求められ、基準1でふるさと納税の募集を適正に実施するこ

と、基準2で返礼品は返礼割合3割以下とする。と、基準3で返礼品は地場産品とすること、などの基準が示されています。

**Q** 平成30年度で人気の高かった返礼品は何か。またその金額は。

**A** 地域振興課長  
ギフト券以外で人気の高かった返礼品は、アイスクリームの商品券で約11億3500万円、外食産業の商品券で約6400万円、布団乾燥機などの電化製品で約2200万円、町内12のゴルフ場のプレー利用券で約9400万円、ベッド製造販売会社の枕等で約4000万円となっています。

**Q** 返礼品について新たなものを考えているか。又今年度の目標額はどれ位を見込むか。

**A** 地域振興課長  
新たに返礼品に加えるものは、農家民宿に宿泊をして収穫、ものづくり体験や小山町特産品のワサビなど新しい返礼品の開拓をしていきます。

また、新型コロナウイルスの影響を受けている事業者の意見や要望を踏まえ新しい返礼品の掘り起こしに努めます。

目標額は、平成30年度の額を参考に試算し本年は約1億円を目標額とします。

**Q** ふるさと納税に対する、町長のコンプライアンスは、総務省の考え方と同様か。

**A** 町長  
町長のコンプライアンスについては、就任した時の考え方と変わりなく、総務省の基準に適合した申請を行っていきます。



岩田 治和



新しい観光  
資源は・・・

## A Q 観光資源の新規開発が必要ではないか 商工会や観光協会と連携して取り組みます

本町は、首都圏から比較的近く自然豊かな町として知られているが、今後の観光施策としては、さらに名産品の開発や名所等の新規開発が町おこしとして重要な課題と考える。

考える。

現在、金太郎の生誕の地としてアピールしているが、全国では20か所以上の自治体が金太郎とゆかりのある地区として主張し、観光資源としている。

また、富士箱根トレイルについても、首都圏からの交通アクセスのよいルートの開発や、足柄城址跡や珍しい山野草の群生地がルート上にあることは観光資源として大いにアピールできる要素と考える。

グローバル化した近年、訪日外国人に観光アピールするには金太郎の生誕の地のみではなく、日本の象徴でもある富士山をアピールすべきと考える。

さらに、小山町の発展の歴史には欠かせない富士紡績様より受け継いだ豊門公園、西洋館、森村橋などの文化遺産の整備が昨年度も行われ、今後の観光資源としては重要な施設である。

特に、富士山に近い小山町であることを大いに主張すべきと考え、富士登山だけではなく山を眺めながら数時間で楽しめるようなハイキングコースの開発もさらに必要と

また、以前はB級グルメの開発として地場産の米を使ったオコゲの試作があったが、最近はいくつか聞かれない状況にある。

近隣の市町では焼きそば、御厨そば、コロッケ等の地場産の開発が盛んに行われ、多くの場所で市販され観光の目玉として貢献している。

町では、平成25年3月に制定した観光振興条例に基づき、平成27年3月に観光振興計画を策定し、

新しい観光施策についての所見を伺う。

A 町長

① 富士山交流観光プログラム

② 元気賑わい観光プログラム

③ 観光インフラ整備プログラム

の3つの基本方針に向けた具体的施策を着実に進めるためのアクションプランを設け、PDCAサイクルによる評価検証を毎年繰り返しながら観光施策を進めています。

具体的には、令和4年の供用開始を予定している富士山須走口5合目インフォメーションセンター整備計画の推進、金時公園や豊門公園、森村橋の再整備、駿河小山駅前旧観光案内所及び足柄駅舎改築整備、自動翻

訳機を活用したインバウンド対応強化、特産品の開発と製造能力向上による6次産業化への取り組みなどです。

一方で新型コロナウイルスの影響を考慮した施策も実施しなければならず、新たな生活様式に即した観光の在り方をいち早く発信していくことが重要です。

加えて、富士山麓の豊かな自然を活かしたスポーツツーリズムの拠点を整備することにより、夏山シーズン以外の交流人口の拡大を図るとともに、駿河小山・足柄の両駅、豊門公園、2つの道の駅やあしがら温泉等の拠点施設を連動させ、町内の回遊性を高めることなど、商工会や観光協会と十分に連携して取り組んでいきます。



一般質問  
(一括)



渡辺 悦郎  
(会派 令明)

**あなた 町民が主役の町政**  
健全な財政と健全な町政運営・バランスの取れた町政の実現

**健全な財政**

- ・ 寄付金(ふるさと納税)に依存した財政構造からの脱却
- ・ 将来負担比率の縮減(子ども連に借金を残さない=27.28年県内市町中 最下位、29年ワースト3位からの脱却)

**健全な町政運営**

- ・ 町長等特別職政治倫理条例(特別職の親族が役員を務める企業と町との請負契約締結や補助金等交付辞退等を規定)の制定
- ・ 町職員コンプライアンス条例(法令や規範、国、県の指導等遵守)の制定
- ・ 副町長1人制、専門監等外部登用職員採用の見直し、女性職員の積極登用

**バランスの取れた町政**

- ・ 町民の意見を聴き、町民に拓かれた町政運営
- ・ 静岡県及び川勝知事との緊密な連携の元、県と一体となった町政運営

**安心・安全の確保 (防災・減災のまちづくり) 施策**

**いけや晴一が 目指す施策**

**住民幸福度日本一の町へ!**

**経済・産業活性化・雇用創出施策 = 働いてよし、訪れてよし 「小山町」への推進**

- ・ 県が進めるファルマバレープロジェクト(富士山麓先端健康産業集積プロジェクト)関連健康・医療企業の誘致
- ・ 情報産業(インターネット関連)ビジネスの誘致
- ・ 世界遺産富士山の町・小山町で事業を営む小規模事業所強奨条例の制定

町長の選挙公約  
(平成31年4月の選挙公約パンフより)

**Q 町長のリーダーシップと政治姿勢について**  
**A 今後は適切な対応と情報発信に努めてまいります**

町は、昨年12月末の産業廃棄物処理問題、そして今回の新型コロナウイルス感染症と連続して非常事態となった。

このような時期だからこそ町長はリーダーシップを発揮し、自らの言葉で町民に語りかけることが最も必要だと認識している。

③当初予算は、2月18日の朝刊報道で知りましたが、当日の午前に正副議長へ説明があり、その後議会運営委員会がありました。毎年のことですが、プレスリリースはこの委員会承認された後にされています。

以上3件は、速やかに二元代表制の一翼を担う議会に説明する必要があったのではないかと、また産業廃棄物問題と新型コロナウイルス感染症対策は緊急を要する予算が絡む案件であったが、時間的余裕がなかったといえない。

様に不信感を抱かせかねない結果を招いてしまったことは、町長として深く反省し、お詫びいたします。

議会への今後の対応は、緊急性の高い事案であればタブレットを用いて迅速な情報発信を適正に行うことにより、新聞報道が先行することのないよう配慮いたします。

社会的ルールとして認識されているルールに従って諸活動を行う」の意味がある。

町のトップとしてのコンプライアンスは守られていたのか、町長は自らが率先するのが当然のことだと考える。町長の考えを伺う。

**Q** 次の3事案を例に挙げて町長の考えを伺う。

①産業廃棄物処理問題では、1月6日の朝刊報道により詳しい状況が掲載されましたが、町長の緊急記者会見はその日の午後でありました。

②新型コロナウイルス感染症対策対応における協力金についても、同じようなことが起き、議会に対して説明や協議もなく進められましたので、4月30日の臨時議会において、プロセスの問題を質問しました。

**A** 町長

今回、ご指摘のありました一連の対応につきまして、議会及び町民の皆様

**Q** コンプライアンスには、「法令を遵守する」とい

文化されてはいませんが、

今後、御指摘のようなことがないようコンプライアンスを遵守し、適切に対応してまいります。

情報伝える順序というものは重要視しなければならぬことであると認識をしておる次第でございます。



臨時休校中のオンライン朝の会(北郷中学校)



小林 千江子  
(新生会)

## Q 休校により影響が生じた今後の学校再開に関して A ガイドラインに従い学校教育活動を継続していきます

新型コロナウイルス感染症防止対策により町内小中学校に約3ヶ月の臨時休校措置が取られました。6月1日より本格的な学校再開を果たしました。今後の学校教育の展望を伺う。

**Q** 夏休み・冬休みの短縮、土曜授業など不足した授業日数をどの様に調整するのかその考察を伺う。

**A** 教育長  
夏休みを22日間、冬休みを2日間短縮し、年間187日の授業日数を設定し、教育課程を組むこととしました。  
土曜授業は現在のところ計画していません。

**Q** 各小中学校の感染防止対策はどの様に講じられているのか、また日中体温管理、納入業者など

学校を訪問する第三者への対応や、運動会、学祭などの不特定多数が集う行事開催などの対応としてハンディサーマルカメラや非接触体温計の導入検討が求められると考えますが考察を伺う。

**A** 教育長  
各学校では、具体的な活動場面ごとに学校医とも相談し感染防止対策を立て、各学校の実情に合わせたガイドラインを作成して対応しています。

子どもたちの学校での体調管理は、保健室の養護教諭や授業を担当している教師、そして担任等により声掛け、目をかけるなどして体調の変化を確認しています。

多くの方が参加する行事については、時間を短縮し行うこととし、保護者が参観する場合には、保護者にも朝の検温をお願いすることとします。

非接触型体温計は、すでに持っている学校では、第三者等の来校時に活用しています。

**Q** オンライン授業の進捗状況、特に今後万が一訪れるかもしれない第二、第三の感染に際してのオンライン授業への準備をどの様に調整されるのか、その考察を伺う。

**A** 教育長  
中学生を対象に学校と家庭等をオンラインでつなぎ、試行的に朝の会などを実施しました。今後、本格的な活用に備えています。

また、小学校においても、中学校と同じ環境を整備していきます。

**Q** 感染リスクの高い児童の確認と不安軽減、また登校が困難な児童生徒

へのオンライン授業実施の有無に関して伺う。

**A** 教育長  
毎年、年度初めに健康カードの記入確認をしています。そのカードも含め、最近確認した中ではありませんでした。

今後、その恐れがある児童生徒が出た場合には、保護者と十分に話し合いをして、主治医の見解も確認の上、学校医にも相談しながら、連携して対応していきます。

オンライン授業の実施については、校内でも十分に使いこなせるようになったり、活用できる環境も整えたりすることによって有効活用ができると考えています。

## 一般質問 (一括)



室伏 勉



6月29日の避難所検証会

# Q 新型コロナウイルスと大雨強風に備えた避難対策は A ガイドラインに基づき避難所運営体制を見直します

新型コロナウイルスは今や全世界を席卷し、本邦においても緊急事態宣言が発令され、本町も各事業主様に営業の自粛を求めたところです。

こうした中、ここ数年台風などによる大雨強風災害は毎年のように発生しており、その対応は早期の避難所開設と避難勧告により被害を最小限に抑えるものでした。

ところがこのコロナウイルス対策には「3密」を避けることが求められ、密の集約である避難所はその運営方法の再考を余儀なくされております。

Q 「密」回避のための避難、避難所の体制確立と、避難における包括的ルール作りは急務と考えるがどうか。

A 町長

県からの情報提供を参考に、避難及び避難所の体制について検討及び調

整を実施しております。

避難所へ受け入れる避難者の人数を最小限にすることにについては、県の「避難行動判定フロー」では、災害の危険があるときは、危険な地域にいる

方は速やかに避難所へ避難し、自宅が危険な地域でない場合は自宅にとどまり、安全な家屋に暮らす親戚などの家への避難が可能な場合は、親戚の家に避難することを推奨

しております。このため、町では、広報おやま、金太郎メールにおいて、避難所以外の安全な自宅にとどまることや親戚宅への避難を検討する情報を発信しており、引き続き様々な媒体を通じて周知してまいります。

避難における包括的なルール作りは、これまでの避難の要領とは異なることから、非常に重要な

施設管理者、自主防災

会、本町の三者が認識をそろえて作成し、その後、町民の皆様への周知が必要と考えます。

Q 避難所での集団感染防止対策として、避難スペース確保のため、中学校の施設、民間企業その他、新たに地域の公民館などを避難所として機能強化すべきと考えるがどうか。

A 危機管理局長

本町では、指定避難所以外に、自主防災会の集会所を把握しており、その中には、公民館、集会場、コミュニティセンターもあり、これらの施設を、コロナ対策の一環として、集合場所としての使用のみならず、今後

は避難スペースの一部として活用、検討していきたいと考えています。

また、施設の増改築による機能強化に関しては、費用もかかることか

ら、必要性につきまして地元と協議したいと考えております。

Q 感染症と自然災害の複合災害が起こりえる状況の中、「密の防止に留意した避難所の体制」確立を目的とした訓練を実施し、本町独自のガイドラインを早急に設けるべきと考えるがどうか。

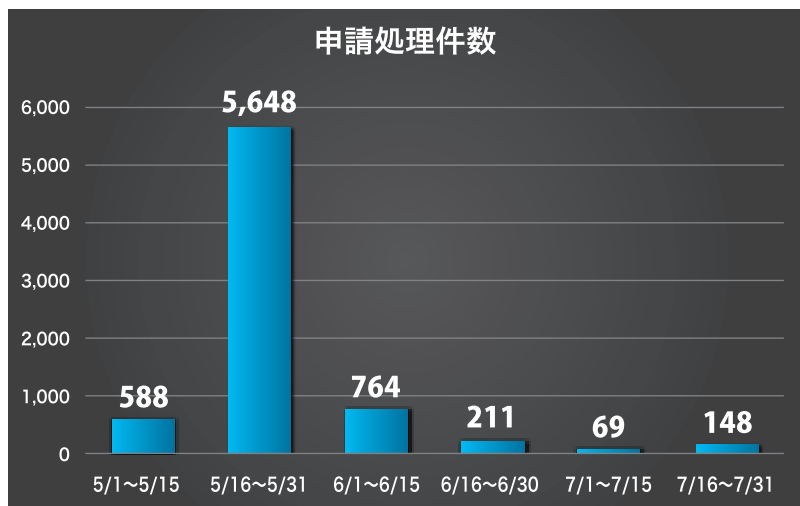
A 危機管理局長

他の自治体の訓練状況等を踏まえ、災害対策本部の避難所支援要員を対象とした勉強会を6月中、2回にわたり実施し、新型コロナウイルスに対応する避難所運営に関して意識の向上を図ってまいります。

その勉強会を踏まえ、努めて早い時期に、町職員を中心として避難所のレイアウトなどの検証を行い、町独自の避難所運営ガイドラインの策定を進めたいと考えております。



高畑 博行



特別定額給付金の処理件数(7,428件/7,514件)[7/31時点]

## Q 新型コロナウイルス感染症での町の対応の検証と今後の対策は A これまでと同様、オールおやまで実践してまいります

**Q** 本町の対応は比較的迅速に行なわれたと感じているが、本町が取った経済支援策等はどうだったのか町長に見解を伺う。

**A** 町長 補正予算や予算の組み換えにより中小企業者に対する利子補給金、感染症対策策備蓄資材の増強や事業者に対する休業協礼金、経営支援給付金等を実施しました。

定額給付金の支給も、スピード感を持って、他市町に比べても、きめ細かな対応ができていますと認識しています。

**Q** 事業者向け支援の取組状況をお聞きする。利子補給制度の利用件数は。

**A** 商工観光課長 本町でも様々な対応策を取ってきたが、一旦、これまでの対応策の検証の必要があると同時に、今後の方向性について尋ねます。

**Q** 経営支援緊急給付金(最大10万円)の利用者数と特徴は。

**A** 商工観光課長 6月8日時点の交付者は134件で、須走地区の飲食業の方から最も多く申請を受けています。

**Q** 休業補償に伴う感染拡大防止協礼金(最大30万円)の1期・2期分の利用者数と特徴は。

**A** 商工観光課長 6月8日時点の交付件数は1期75件、2期59件です。対象施設は飲食店や宿泊業等が中心であったため、須走地区と北郷地区で申請者数の7割を超えています。

**Q** 国が行なった特別定額給付金(1人10万円)の申請状況と給付辞退数は。

**A** 企画政策課長 上下水道料金に係る支

**A** 住民福祉課長 特別定額給付金の申請件数は、6月8日現在、6838件91.02%で、給付金辞退者は2人です。

**Q** 緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金の利用状況は。

**A** 住民福祉課長 緊急小口資金等の相談件数は31件あり、その内18件250万円の貸付を行いました。住居確保給付金は1件を給付決定しました。

今後も各支援策の周知を図り、制度の利用促進を図ります。

**Q** 近隣市町では水道料金基本料の無料化やプレミアム商品券の発行も考えているようだが、本町はそれらの取組の計画はないのか。

**A** 企画政策課長

私の猶予や、ひとり親家庭等給付金事業を実施しています。

また、プレミアム商品券の発行を検討し、家計及び地元事業者を支援します。

**Q** 第2波、第3波もあり得るようだが、今回の経験を踏まえ、町当局としてはどう対応していくつもりか。

**A** 町長 町の対策本部の規模と構成はそのまま継続します。今後町内、役場内に感染者が発生した時はマニュアル等に沿って対応していきます。

また事業者への休業等の要請と経済的支援もこれまでの経験を踏まえ、迅速かつ効果的な対応をしていきつつ、今後も国、県及び関係機関と協力しながら収束に向けて取り組んでいきます。

## 一般質問 (一括)



室伏 辰彦  
(会派 令明)



コロナ関連の情報は町のホームページのトップに掲載

# Q 新型コロナウイルス感染症による生活者・事業者への経済支援は A 状況を見極めながら迅速に対応策を講じます

新型コロナウイルス蔓延による経済の停滞により、急速な雇用悪化が進んでおり、経済の打撃はリーマンショックを遥かに上回ると言われております。

**町長**

非正規労働者の中には解雇され職を失ったり、自宅待機等になり、賃金の保証が受けられない方への支援が急務で、様々な助成金・協力金の手続きが開始されたが一時しのぎをしているのが現状です。

生活支援の問合せは、電話相談が数件あり、国の支援策を案内しています。

生活困窮者への支援として、緊急小口資金の特別貸付と、住居確保給付金の給付を、社会福祉協議会が窓口となり実施しています。

35%減で10万の助成となつていますが、なぜ35%で線引きしたのか伺います。

今後、国の各種支援策の動向を注視しながら、社会福祉協議会及び地域包括支援センターと連携する包括的支援体制構築事業を活用し、対象者に寄り添った支援を行っていきます。

また、1回限りでなく事業者の売上が戻らない場合は再度給付する考えがあるかも伺います。

**商工観光課長**

国の制度である持続化給付金の交付要件並びに先行実施されていた島田市を参考に減少率50%で検討していました。

しかし、商工会から緩和要望もあり、制度設計時点でセーフティネットの申請を行っていた事業者のうち、減少率80%超及び20%未満を除いた平均減少率が35%であったことから、この35%と設定しました。

7月以降の再度給付は、例えば第2波、第3波といった感染拡大や再度の緊急事態宣言がある場合、

いわゆるアフターコロナの景気浮揚対策等、今後様々なフェーズやステップでの状況を見極めながら、その都度迅速に対応策を講じられるよう検討していきます。

**助成金・給付金の申請が複雑なため、わからない町民・事業者もいます。看板を掲げた総合的な相談窓口を設置することはできないか伺います。**

**商工観光課長**

コロナ関連の支援制度は、濃厚接触を避ける観点から本人による電子申請や郵送が基本となっているため、手続きを町で一本化することは困難ですが、制度の詳細や問合せへの対応は商工観光課において行っており、実質的には総合窓口の機能を果たしているものと考えています。

町民の給付金では前年比

緊急事態宣言がある場合、

町は把握しているか伺います。

個人もしくは家族や民生委員等から、生活支援について相談に来られた方はいますか。また、町は把握しているか伺います。

町民の給付金では前年比

緊急事態宣言がある場合、

町民の給付金では前年比

緊急事態宣言がある場合、

町民の給付金では前年比

緊急事態宣言がある場合、

町民の給付金では前年比

緊急事態宣言がある場合、

町民の給付金では前年比

緊急事態宣言がある場合、

町民の給付金では前年比

緊急事態宣言がある場合、

町民の給付金では前年比

緊急事態宣言がある場合、

町民の給付金では前年比

緊急事態宣言がある場合、

町民の給付金では前年比

緊急事態宣言がある場合、

町民の給付金では前年比

緊急事態宣言がある場合、

町民の給付金では前年比

緊急事態宣言がある場合、



佐藤 省三  
(会派 令明)

感染防止の3つの基本: ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い			公共交通機関の利用
◆人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける	◆外出時、屋内で会話するときには症状がなくてもマスク着用	◆家に帰ったら手や顔を洗う	◆会話は控えるに ◆混んでいる時間帯は避けて
娯楽、スポーツ等	食事	冠婚葬祭などの親族行事	働き方
◆公園はすいた時間、場所を選ぶ ◆ジョギングは少人数で	◆大皿を避けて、料理は個々に ◆持ち帰りや出前、デリバリーを利用	◆多人数での会食を避ける ◆発熱・風邪症状がある場合には参加しない	◆テレワークやローテーション勤務 ◆会議はオンライン

静岡県の「新しい生活様式」実践例(抜粋)

## Q 新型コロナウイルス感染症への対策について A 関係機関と連携しコロナ対策を進めます

全世界で新型コロナウイルス

イルスによる肺炎が、収束する兆候すらも見えない状況が続いており、日本でも、小・中・高等学校への休校要請をはじめ、緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出の自粛や日常生活に直結しない業種への休業要請が行われた。

それに伴い様々な支援策が打ち出され、その後、緊急事態宣言は順を追って解除されたが、予断を許さない状況が続いている。

そこで、町の対策について再度問う。

Q 町において、新型コロナウイルス感染症対策本部及び調査検討委員会が立ち上げられたが、それぞれ組織体制や活動内容、今後の継続の方向性、危機管理局の位置づけな

どは。

A 町長

町の新型コロナウイルス対策についての決定機関である対策本部会議と情報収集と対策のたたき台等を検討する機関である調査検討委員会の2つの会議の事務局となっております。今後関係機関と連携しながら収束に向けコロナ対策を進めていきます。

Q 国や県、町では様々な支援策を講じたが、道の駅の休業、学校給食中止による町内の野菜や米農家などへの支援策はあるか。

A 農林課長

農業者の皆様へ、持続化給付金等の国の支援制度の活用を周知するとともに、消費者の皆様にもご協力いただき、地産地消の取組をすすめます。

Q 一般の方々も、自粛生活や「新しい生活様式」などによるストレスが溜まっていく。町内や地域限定によるストレス発散の手立てを講じる考えはないか。

A 健康増進課長

町の管理する運動施設では、町民のみ利用の段階的な再開をしています。

Q 新学習指導要領の中心となる「主体的、対話的で深い学び」はどのように実現されるか。

A 教育長

子どもたちが顔を寄せ合い自分の考えを話し合う場は少なくなるかもしれませんが、実現に向け指導方法の工夫・改善を図っていきます。

また、タブレットを活用したグループワークも有効な手段であると考えています。

Q 各学校の各種行事、特に子供たちの健康診断はどのようになるか。

A 教育長

本年度は特例として、年度内に実施すればよいこととなりました。

今後、学校医、学校歯科医、関係機関と十分連携し、共通理解を図った上で実施していきます。

Q 発達障害等支援の必要な子供たちへの対応は。

A 教育長

感染症対策に配慮しながら子ども達の障害の種類や程度を踏まえ、実態に応じて各家庭と連携しながら適切に指導していきます。

# 小山町駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

# 賛成5 反対7 で否決

## 総務建設委員会での 主な質疑応答

**Q** 第12条に、指定管理の条項があるが、最初から指定管理ありきなのか。

**A** 駿河小山駅前は指定管理、足柄駅前も直営を考慮しています。

**Q** パブリックコメント実施要綱で、設置条例の制定はパブコメを行うことになっており、町民の方でも使うので、意見を広く聞く必要があります。

**A** 第2条には、条例等策定する過程において、その趣旨、内容等を公表し、広く意見を求め、提出された意見を考慮し意思決定を行う制度ですので、趣旨に反すると考えるが、早急に設置する必要

性があり、適用除外としました。



駿河小山駅前交流センター

**Q** 足柄と駿河小山の交流センターはそれぞれ中身が違う。別々の条例にした方が良いのでは。

**A** 条例の目的は、駅前の交流センターで、位置づけはあまり変わらないこと、第2条の規定で「町内の駅を利用する町民、観光客の安全及び利便を確保するとともに、良好な休憩の場、鉄道情報、

観光情報等を提供し、もつて観光交流人口の拡大を図る事を目的にセンターを設置する」が双方に合致しており、特に問題はないと考えます。

**Q** 男性用、女性用のシャワールームがあるが、そこは有料にするのか。

**A** 判断は指定管理者に任せる予定です。

**Q** センターの開館時間、休館日が、駿河小山は休館日が水曜日、足柄は休館日なしですが、実際に対応できるのか。

**A** 駿河小山駅前も、指定管理者が従事すること

を考慮して設定し、足柄駅前も、使い方が異なるので24時間として設定しています。

**Q** 昨年度行われたリホームの際の、住民説明会の内容と今回で、話が違っている。住民不在で決めているような感じが。

**A** 説明会では、オリンピックが開催されることを契機に、観光客の皆さんが多数来られることに備えて、自転車を活用した観光にも力を入れ、運営したいとの説明で、その中には、物販や、観光案内、コーヒー等やシャワーの提供もあり、一部で名称等が変わりましたが、コンセプトは変わっていません。



足柄駅前交流センター

※総務建設委員会では、採決の結果、賛成3、反対2の賛成多数で可決すべきものと決しました。

### 室伏 辰彦 議員

私は両施設が、今後町にとって重要な施設になり、町の玄関口として賑わっていただけると確信し、施設ではなく、管理に関する条例に3点問題があると思います。

1点目はパブリックコメントを実施していません。町長は、町民の意見を広く取り入れ、「住民幸福度日本一」を目指すに掲げているのに、住民不在、基本的な町の手続きを踏まずに、進めようとしていきます。

2点目は全員協議会、委員会での質疑応答で、筋の通った説明はなく、今後、玉虫色になるような説明では、税金を投入し整備した施設をどう考えていますか。

3点目は条例そのもののです。両センターは許可をもらい、使用料を払えば、使用できますが、センター内全ての施設でするので、トイレや更衣室等も貸し出しができます。本当に大丈夫なのでしょうか。

### 対 論

私は、両駅前の交流センターの設置に対して反対することではないことを前もって言うておきます。

反対の1点目は同一の条例になっていることです。前から言ってきましたが、それぞれの設置管理条例にするべきです。当局は趣旨も目的も一緒だからと申しますが、現に全員協議会や委員会でも管理形態が違

う中で様々な問題点も指摘されています。別々の条例にするべきです。

2点目として、パブリックコメントを実施していない点です。当局は、緊急を要すると申しましたが、町民の使用する施設であることや交流人口を目的とするならば、広く意見を聞き意見を取り入れるべきだと考えますので、実施することが当然だと考えます。

### 鈴木 豊 議員

# わたしの金太郎

町内で小山町を金太郎のように元気な町にするために頑張っている団体・人を議員自ら訪ねてお話を伺います。



小山で「寝具のあいほら」3代目として家族と共に経営している、相原正和さんからお話を伺いました。

## 寝具のあいほらの歴史は？

創業は昭和26年。当時は綿の打ち直しや、お客様の布団の作り直しを主にしていました。昭和50年に店舗を構え羽毛ふとんや羊毛ふとんなど寝具全般を販売するスタイルに変わりました。

## やりがいを感じる時は？

お客様に使っていただいた商品を「すごく

て長く使っていただけの商品を提供できるよ  
うに努力していきます。  
また、祖父・父のよ  
うに地域の方々に信頼  
される商人になること、  
そして地域に根差した  
店を続けていくことで  
す。

## 小山町の魅力は？

自然豊かで季節を感じ  
とれること。  
富士山を毎日見れる  
ところ。  
また時間の流れが緩  
やかに感じるところや、  
何よりも優しい温かい  
方が多いです。

## 議会に期待するところは？

人口流出を減らすた  
めに、高校生や大学生  
に目を向けていただき  
たい。  
新型コロナウイルス  
の影響で、景気の低迷  
がいつまで続くか分か  
らないので、町内の商  
工業者、そして町民が  
元気になれるような町  
づくりを期待していま  
す。

(聞き手 室伏辰彦)

## 9月定例会の開催予定

9月定例会は、令和元年度決算について主に審議し、町の予算執行を確認する重要な議会です。

8月27日【木】町長提案説明（決算等）

8月28日【金】補足説明（決算）

9月1日【火】決算質疑

9月3日【木】一般通告質問

9月9日【水】総務建設委員会

9月11日【金】文教厚生委員会

9月18日【金】委員長報告・討論・採決等

いずれも、開会時間は10時を予定しています。開会日、開催時間は決定次第、無線放送でお知らせします。

## 議会の傍聴について

現在、新型コロナウイルスの感染防止のため、しばらくの間、本会議等の傍聴自粛をお願いしていますが、9月定例会につきましては、直近の議会運営委員会会で決めさせていただきます。

決定した事項は、無線放送やホームページでお知らせいたします。

## 会議録の閲覧ができます

議会だよりは、紙面の都合により、議員や町長等の発言を要約して掲載しています。詳しく知りたい方は、図書館等で閲覧できますので、御覧ください。

会議録は町のホームページにも掲載いたしますので、御覧ください。

## 編集後記

やはり今6月議会において、新型コロナに対する議員の関心は高く、別掲のように5人が町の対応について質問した。

今議会では、提出された議案29件に対し1件の否決があった。これはこれで健全な議会のあり方であると思うが、説明不足をその理由の1つに挙げていたが、町民からそこをしっかりと質するのが議会の役目ではと指摘された。

これに関しては、議会の質問力の不足を端的に認めざるを得ない。次の議会からは、このことを戒めとしっかり受け止め、町民の付託に応えたい。

(記 園田豊造)

## 《編集委員》

- 委員長 渡辺 悦郎
- 副委員長 小林千江子
- 委員 室伏 勉
- 委員 室伏 辰彦
- 委員 園田 豊造